

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 3月 8日  
照会部署名 横浜南年金事務所適用調査課  
照会担当者 長田 順子  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 藤井

(案件)

(受付番号) No. 2010-367	随時改定の取り扱いについて
------------------------	---------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

給与の支払が月末〆、翌月5日払いの事業所において、12月分（本来支給日は、1月5日）より、給与を13万4千円から9万8千円に変更を行った。しかし、当該事業所は、1月8日まで正月休みとしていることから、本来、1月5日に支払を行う報酬を、12月末日に支払を行っている。（その後、1月分は2月5日、2月分は3月5日に支払い済み。）

上記の場合において、以下の2つのパターンが考えられますが、随時改定の取り扱いについて、ご教示お願いします。

- ① 12月分については、本来1月5日に支給されるはずであるので、1月より起算を開始し、4月月変として随時改定を行う。
- ② 支払日を基準として考え、12月支払より起算するが、1月には支払がないため、継続した3ヶ月間の支払がないことから、随時改定には該当しない。

(回答)

随時改定を行うに際しては、（1）昇給・降給などで固定的賃金に変動があること、（2）変動月からの3か月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じていること、（3）3か月とも支払基礎日数が17日以上あることの全てを満たしていることが条件となる。

ご照会の事例においては、固定的賃金の変動が12月にあり、給与規定等において、本来、次月5日支給とされているのであれば、継続した3か月間の実績が確保される「①」が妥当と考える。

回答日 平成22年 5月 7日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (役職名) 渕 康幸  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----